

公益財団法人東京都北区体育協会 個人情報保護規程

(目的)

第1条 この規程は、東京都北区個人情報保護条例（平成7年9月東京都北区条例第30号。）第33及び公益財団法人東京都北区体育協会（以下「体協」という。）定款第58条に基づき、体協における個人情報の取扱いの基本的な原則を明確にして、協会が保管する個人情報を適正に管理するとともに、基本的人権の擁護を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に係る情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。
- (2) 保有個人情報 協会の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報（文書、図面、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式、その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）に記録されたものをいう。以下同じ。）であって、体協の職員が組織的に利用するものとし、体協が保有しているものをいう。
- (3) 個人情報ファイル 保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。
 - ア 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算組織を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
 - イ アに掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、年月日その他の記述により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの
- (4) 区民 区内に住所を有する個人及び区内に住所を有しない個人であって協会にその自己に関する個人情報（以下「自己情報」という。）が保管されている者をいう。
- (5) 事業者 法人（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護 に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規

定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。）その他の団体又は事業を営む個人をいう。

(6) 電子計算組織 与えられた一連の処理手順に従い、事務を自動的に処理する電子的機器の組織をいう。

（体協の責務）

第3条 体協は、個人情報収集し、保管し、又は利用し、若しくは提供するに当たっては、区民の基本的な人権を尊重するとともに、個人情報を保護するために必要な措置を講じなければならない。

2 体協の役員及び職員（以下「役職員」という。）は、職務上知り得た個人情報のみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、その事業の実施に当たっては、個人情報の取扱いに適正を期し、区民の基本的な人権を侵害することのないよう努めるとともに、個人情報の保護に関する協会の施策に協力しなければならない。

（区民の責務）

第5条 区民は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する体協の施策に協力しなければならない。

（適正収集の原則）

第6条 体協は、個人情報を収集するときは、業務を遂行するために必要な場合に限られ、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない。

2 体協は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を収集してはならない。

（収集禁止事項）

第7条 体協は、次に掲げる事項（以下「収集禁止事項」という。）に関する個人情報を収集してはならない。

- (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
- (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
- (3) 犯罪に関する事項

- 2 前項の規定にかかわらず、体協は、収集禁止事項に関する個人情報を収集することについて法令、東京都北区の条例又はこれらに基づく規則（以下「法令等」という。）に定めがあるときは、当該個人情報を収集することができる。

（収集の制限）

第8条 体協は、個人情報を収集するときは、収集目的を明らかにして、本人から直接収集しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、協会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本人以外のものから当該本人の個人情報を収集することができる。
 - （1） 本人の書面による同意を得たとき。ただし、書面による同意を得られないときには、口頭による同意で足りるものとする。
 - （2） 法令等に定めがあるとき。
 - （3） 人の生命、身体、健康又は財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - （4） 所在不明、心神喪失の事由により、本人から直接収集することができないとき。
 - （5） 当該個人情報が、出版、報道等により既に公にされているとき。
- 3 体協は、前項第3号の規定により個人情報を収集したときは、速やかに、その事実を当該本人に通知するものとする。
- 4 本人又はその代理人から法令等に基づく申請行為その他これに類する行為により個人情報が収集されたときは、第1項の規定による収集がなされたものとみなす。

（業務の登録）

第9条 体協は、個人情報を取り扱う業務を新たに開始しようとするときは、次の各号に掲げる事項を個人情報登録簿に登録しなければならない。

- （1） 業務の名称
 - （2） 業務の目的
 - （3） 対象となる個人の範囲
 - （4） 個人情報の記録項目
 - （5） 個人情報保護管理責任者
 - （6） 前各号に掲げるもののほか、会長が定める事項
- 2 体協が個人情報を取り扱う業務を新たに開始するときは、当該業務を担当する者（以下「担当者」という。）は、個人情報業務登録票（別記第1号様式）及び個人情報業務文書目録（別記第2号様式）を作成して、個人情報業

務登録届出書（別記第3号様式）により事務局長に届け出るものとする。

- 3 第1項に規定する個人情報登録簿は、個人情報業務登録票及び個人情報業務文書目録をつづった簿冊とする。
- 4 協会は、第1項の規定による登録に係る業務を廃止したとき、又は同項各号に掲げる事項で登録したものを変更したときは、当該業務の登録を抹消し、又は登録している事項を修正しなければならない。
- 5 協会が個人情報登録簿に登録した業務を廃止し、又は変更するときは、担当者は、個人情報業務登録届出書により、事務局長に届け出るものとする。
- 6 協会は、個人情報登録簿を一般の閲覧に供するものとする。

（個人情報ファイルの登録）

第10条 協会は個人情報ファイルを新たに保有しようとするときは、次の各号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に登録しなければならない。

- (1) 個人情報ファイルの名称
 - (2) 個人情報ファイルの利用目的
 - (3) 個人情報ファイルに記録される個人の範囲（以下「記録範囲」という。）
 - (4) 個人情報ファイルに記録される個人情報の項目（以下「記録項目」という。）
 - (5) 記録する個人情報（以下「記録情報」という。）の収集方法
 - (6) 電子計算組織による処理の有無
 - (7) 個人情報ファイルを管理する組織の名称及び個人情報管理責任者
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、会長が定める事項
- 2 前項に掲げる規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。
- (1) 前項の規定により登録した個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該登録の範囲内のもの
 - (2) 一年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル
 - (3) 本人の数が500人に満たない個人情報ファイル
 - (4) 前各号に掲げるもののほか会長が定める個人情報ファイル
- 3 体協が個人情報ファイルを新たに保有しようとするときは、担当者は、個人情報ファイル簿（別記第4号様式）を作成して、事務局長に届け出るものとする。
- 4 体協は、第1項第2号の個人情報ファイルの利用目的がなくなったときは、又は当該個人情報ファイルに係る登録事項を変更したときは、当該業務の登

録を抹消し、又は登録事項を修正しなければならない。

- 5 体協が個人情報ファイルの登録を抹消し、又は登録事項を修正するときは、担当者は、個人情報の登録抹消・変更届（別記第5号様式）を事務局長に提出するものとする。

（適正管理の原則）

第11条 体協は、保有個人情報の適正な管理を図るため、次に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。

- （1） 保有個人情報を正確かつ最新の状態に保つこと。
- （2） 保有個人情報の紛失、漏えい、改ざん、破損その他の事故を防止すること。
- （3） 保有個人情報を保管する必要がなくなった場合には、速やかに廃棄し、又は消去すること。

（個人情報保護管理責任者の設置）

第12条 体協は、個人情報の適正な管理を図るため、個人情報保護管理責任者を設置しなければならない。

- 2 前項の個人情報保護管理責任者は、事務局長をもって充てる。
- 3 個人情報保護管理責任者を補佐するため、個人情報保護管理事務取扱者を置くこととし、協会職員の中から事務局長が指名する者をもって充てる。

（委託に係る措置）

第13条 体協は、個人情報を取り扱う業務の処理を協会以外のものに委託する（以下「外部委託」という。）ときは、その委託契約において、当該業務に係る個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

- 2 協会が外部委託するときは、外部委託記録票（別記第6号様式）を作成し、一般の閲覧に供するものとする。

（受託者等の責務）

第14条 体協から個人情報を取り扱う業務の処理を受託したもの（受託した業務に従事している者及び従事していた者を含む。以下「受託者等」という。）は、個人情報の紛失、漏えい、改ざん、破損その他の事故を防止する等、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 受託者等は、受託した業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(適正利用の原則)

第15条 体協は、収集した保有個人情報に当該個人情報を取り扱う業務の目的に即して適正に利用しなければならない。

2 体協は、管理している保有個人情報を協会以外のものに提供すること（以下「外部提供」という。）をしてはならない。

(目的外利用の制限)

第16条 前条第1項の規定にかかわらず、協会は、本人の同意を得て、第9条第1項の規定により登録された業務の目的の範囲を超えて当該登録に係る個人情報を利用すること（以下「目的外利用」という。）ができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、本人の同意を得ないで目的外利用をすることができる。

(1) 法令等に定めがあるとき。

(2) 人の生命、身体、健康又は財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

2 体協は、前項第2号の規定により目的外利用をしたときは、速やかに、その事実を当該本人に通知するものとする。

3 体協は、第1項の規定により目的外利用をしたときは、目的外利用記録票（別記第7号様式）を作成し、一般の閲覧に供するものとする。

(外部提供の制限)

第17条 第15条第2項の規定にかかわらず、協会は、本人の同意を得て、外部提供をすることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、本人の同意を得ないで外部提供をすることができる。

(1) 法令等に定めがあるとき。

(2) 人の生命、身体、健康又は財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

2 体協は、前項第2号の規定により外部提供をしたときは、速やかに、その事実を当該本人に通知するものとする。

3 協会は、第1項の規定により目的外利用をしたときは、外部提供記録票（別記第8号様式）を作成し、一般の閲覧に供するものとする。

(電子計算組織による処理)

第18条 体協は、収集禁止事項に関する保有個人情報を電子計算組織に記録してはならない。

(電子計算組織の結合の禁止)

第19条 体協は、保有個人情報进行处理するため、その電子計算組織と協会以外のものと電子計算組織との通信回線等による結合（以下「回線結合」という。）を行ってはならない。ただし、当該回線結合が業務の執行上必要かつ適切と認められ、保有個人情報についての必要な保護措置が講じられている場合で、特に必要があると認められるときは、この限りでない。

2 体協は、前項ただし書における回線結合により、保有個人情報の紛失、漏えい、改ざん、破損その他の事故のおそれが生じたときは、当該回線結合を停止する等個人情報の保護に関し、必要な措置を講じなければならない。

(開示の申出)

第20条 区民は、協会に対し、協会が保管している自己情報の開示の申出をすることができる。

2 体協は、前項の規定により、開示の申出があったときは、開示の申出に係る保有個人情報に次の各号のいずれかに該当する自己情報（以下「非開示情報」という。）が含まれている場合を除き、当該の開示の申出者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

- (1) 法令の規定により、公にすることができないと認められるもの。
- (2) 開示することにより、開示の申出者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報。
- (3) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人による開示の申出がなされた場合であって、開示することが当該の未成年者又は成年被後見人の利益に反すると認められる情報。
- (4) 開示の申出者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、開示の申出者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示の申出者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示の申出者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが規定されている情報。

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報。

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第

2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分

- (5) 法人（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は開示の申出者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。
 - ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な権利を害するおそれがあるもの
 - イ 行政機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
- (6) 開示することにより、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序維持に支障が生ずるおそれがあるもの。
- (7) 体協並びに国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互関係における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に区民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの。
- (8) 協会又は国、独立行政法人等、地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの。
 - ア 監査、検査に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるもの。
 - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあるもの。

ウ 調査、研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるもの。

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるもの。

3 体協は、開示の申出に係る自己情報のうち、前項各号に掲げる自己情報とそれ以外の自己情報とがある場合において、それらを容易に、かつ、開示の趣旨を損なわない程度に分離することができるときは、前項各号に掲げる自己情報を除いて開示の申出に応ずるものとする。

4 体協は、第2項の規定により開示しないこととした自己情報であっても、期間の経過により、同項各号のいずれにも該当しなくなったときは、開示しなければならない。

(裁量的開示)

第21条 体協は、開示の申出に係る自己情報に非開示情報（第20条第2項第1号に該当する情報を除く。）が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、当該開示の申出者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(訂正の申出)

第22条 区民は、自己情報の事実の記録に誤りがあると認めるときは、当該自己情報を保管している協会に対し、当該自己情報の訂正を申し出ることができる。

(削除の申出)

第23条 区民は、第6条、第7条又は第8条第1項若しくは第2項の規定に違反して自己情報が収集され、保管されていると認めるときは、体協に対し、当該自己情報の削除を申し出ることができる。

(目的外利用又は外部提供の中止の申出)

第24条 区民は、第16条第1項又は第17条第1項の規定に違反して自己情報の目的外利用又は外部提供がされたと認めるときは、協会に対し、当該自己情報の目的外利用又は外部提供の中止を申し出ることができる。

(申出の方法)

第25条 第20条の規定による開示の申出、第22条の規定による訂正の申出、第23条の規定による削除の申出又は第24条の規定による目的外利用若しく

は外部提供の中止の申出（以下「開示等の申出」という。）をする者は、協会に対し、当該申出に係る自己情報の本人であることを明らかにして、自己情報開示等申出書（別記第9号様式）を自ら提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、未成年者又は成年被後見人等の法定代理人は、本人に代わって開示等の申出をすることができる。この場合において、法定代理人は、自己が本人の法定代理人であることを明らかにしなければならない。
- 3 体協は、自己情報開示等申出書に形式上の不備があると認めるときは、申出者に対し、相当の期間を定めてその補正を求めることができる。この場合において、体協は、申出者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。
- 4 体協は、申出者に対し、前項に規定する補正を求めた場合において、当該申出者が補正を行わないときは、当該開示等の申出に応じないことができる。

（申出に対する決定等）

第26条 体協は、開示等の申出があったときは、当該申出を受理した日の翌日から起算して、開示の申出にあっては14日以内に、訂正の申出、削除の申出及び目的外利用又は外部提供の中止の申出にあっては21日以内に、開示等の申出に対する決定をし、その旨を自己情報開示等決定通知書（別記第10号様式）により申出者に速やかに通知しなければならない。ただし、第25条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 体協は、前項の規定により自己情報の全部又は一部について開示等の申出に応じない旨を決定したときは、当該申出を行った者にその理由を併せて通知しなければならない。
- 3 体協は、やむを得ない理由により、第1項に規定する期間内に開示等の申出に対する決定をすることができないときは、同項の規定にかかわらず、その期間を更に30日を限度として延長することができる。この場合において、体協は、当該延長の理由及び開示等の申出に対する決定をすることができる時期を、自己情報開示等決定期間延長通知書（別記第11号様式）により速やかに当該申出者に通知しなければならない。

（第三者保護に関する手続）

第27条 開示の申出に係る保有個人情報に協会並びに国、独立行政法人等、地方公共 団体、地方独立行政法人及び開示の申出者以外のもの（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、体協は開示の申出

に対する決定に先立ち、当該第三者に対して、開示の申出に係る保有個人情報の表示その他協会が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 体協は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示の申出に対する決定に先立ち、当該第三者に対し、開示の申出にかかる保有個人情報の表示その他体協が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている自己情報を開示しようとする場合であって、当該情報が第20条第2項第4号イ又は同条第5号ただし書きに該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている自己情報を第21条の規定により開示しようとするとき。

3 体協は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該自己情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示の申出に対する決定をするときは、開示の決定の日と開示する日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、体協は、開示決定後直ちに、当該意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示する日を会長が別に定める書面により通知しなければならない。

(決定後の手続)

第28条 体協は、第26条第1項の規定により開示等の申出に応じることと決定したときは、速やかに当該申出に応ずるものとする。

2 協会は、第26条第1項の規定により自己情報の訂正、削除又は利用の中止に応じる決定をしたときは、その旨を当該自己情報の外部提供を受けている者に対し個人情報訂正等通知書(別記第12条様式)により通知するとともに、訂正若しくは削除を行わせ、又は当該情報の提供を中止し、返却等必要な措置を講じなければならない。

(開示の方法)

第29条 体協は、前条第1項の規定により自己情報を開示するときは、記録媒体の種類、性質及び状態に応じて閲覧、視聴又は写しの交付により行うものとする。

(苦情の申出)

第30条 区民は、体協に対し、自己情報の取扱いについて苦情を申し出るこ

とができる。

- 2 協会は、前項の規定による苦情の申出を受けたときは、速やかに調査し、必要に応じて適切な措置を講ずるものとする。

(異議の申出)

- 第31条 申出者は、開示等の申出に対する決定について不服があるときは、協会に対して書面により異議の申出（以下「異議申出」という。）ができる。
- 2 前項の異議申出は、開示等の申出に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内にしなければならない。
 - 3 第1項の異議申出があった場合は、協会は、当該異議申出の対象となった開示等の申出に対する決定について再度検討を行った上で、当該異議申出についての回答を書面により通知するものとする。

(費用負担)

- 第32条 この規程に基づく開示等の申出に要する費用は、無料とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、第29条の規定による写しの作成及び送付に要する費用は、申出者の負担とする。

(他の制度との調整等)

- 第33条 この規程は、他の法令等の規定により、自己情報の開示等の請求その他これらに類する請求に係る手続が定められている場合については、適用しない。

(委任)

- 第34条 この規程に定めるもののほか、個人情報の保護に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から適用する。

附則

この規定は、公益財団法人東京都北区体育協会の設立登記の平成24年4月1日から施行する。